

総 税 企 第 104 号
平成 23 年 8 月 12 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

東日本大震災（原子力災害）に係る地方税制上の措置の広報について

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 96 号）が平成 23 年 8 月 12 日に公布・施行されました。

原子力発電所の事故による災害により被害を受け、住民が区域外に避難することを余儀なくされている地方団体においては、こうした現状に鑑み、全国避難者情報システムやホームページ等の有効な活用を図ることにより、今回の地方税制上の措置について、的確な情報提供に取り組まれるようお願いいたします。別添のとおり、広報媒体の作成に際し参考となる文例を添付しますので、ご活用ください。

また、原子力発電所の事故による災害により被害を受けた地域以外の地方団体においても、避難されている方に広く周知を図る観点から、ご対応くださるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

この案文の使用方法について

- 1 この案文は、都道府県又は市区町村の広報誌等への掲載を想定して作成したものです。
- 2 本案文は例を示しているものであり、各地方団体において文言やレイアウトを調整することは差支えありません。

①短文バージョン

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ ○○ 県（都道府）・『県（都道府）内市町村／○○市（町村）』からのお知らせ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、○○県税務課（Tel.0000-0000）又は『○○市税務課（Tel.0000-0000）』にお問合せください。

	税制上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成 25 年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市（町村）税	固定資産税・都市計画税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成 25 年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成 23 年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。*

<掲載にあたっての留意点>

※ 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域については、別途住民の方々にわかりやすくお知らせ願います。

②長文バージョン

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ ○○ 県（都道府）・『県（都道府）内市町村／○○市（町村）』からのお知らせ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、固定資産税、自動車税等の地方税について、次のような軽減措置等を受けられます。

共 通

○ 減免措置

被害にあわれた方の状況に応じて、地方税の減免を受けることができます。

県 税

○ 警戒区域内の家屋に代わる家屋等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の家屋に代わる家屋又は警戒区域内の家屋の敷地に代わる土地を、警戒区域の解除日から一定期間（原則3ヶ月、代替家屋が解除後新築・完成されたものである場合は1年。）を経過する日までの間に取得した場合等において、その家屋や土地が所在する都道府県の認定を受けることにより、それぞれ、当該家屋、当該家屋の敷地の面積分の不動産取得税は課されません。

○ 永久抹消登録等がなされた警戒区域内の自動車に係る自動車税の特例措置及び代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税等

警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税が課されません。

また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県の認定を受けた場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

なお、警戒区域内にあった自動車の永久抹消登録等がなされる前に代替自動車を取得した場合には、代替自動車に対する自動車取得税及び自動車税の納税義務は免除され、既に納付した分については還付を受けることができます。

市（町村）税

○ 警戒区域内の住宅用地に代わる土地等を取得した場合の固定資産税・都市計画税の軽減措置

警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を警戒区域の解除日から一定期間（原則3ヶ月、代替家屋が解除後新築・完成されたものである場合は1年。）を経過する日までの間に取得した場合において、その土地や家屋が所在する市町村の認定を受けることにより、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。＊

○ **自動車検査証の返納等がなされた警戒区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置及び永久抹消登録等がなされた警戒区域内の自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等**

警戒区域内にあった軽自動車等で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車等には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税が課されません。

また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車等（代替軽自動車等）を平成23年3月11日から平成25年4月1日までの間に取得し、取得した代替軽自動車等を主に定置する市町村の認定を受けた場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

なお、警戒区域内にあった自動車・軽自動車の永久抹消登録等がなされる前に代替軽自動車等を取得した場合には、代替軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務は免除され、既に納付した分については還付を受けることができます。

軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しい内容や手続、震災に関する地方税の取扱いについてご質問がありましたら、〇〇県税務課（Tel 0000-0000）又は『〇〇市税務課（Tel 0000-0000）』にお問い合わせ下さい。

<掲載にあたっての留意点>

※ 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域については、別途住民の方々にわかりやすくお知らせ願います。

③ふるさと寄付金周知案文

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報HPをご覧ください。<http://www.soumu.go.jp>